

▶地区まちづくり計画とは

地区のまちづくりのあるべき姿として、目標や方針を位置づけたものです。

また、地区まちづくり計画の目標や方針を実現するために建築行為などの基準として「地区まちづくりルール」を定めることもできます。なお、ルールのある場所で建築行為などを行う際には、市に届け出が必要になります。

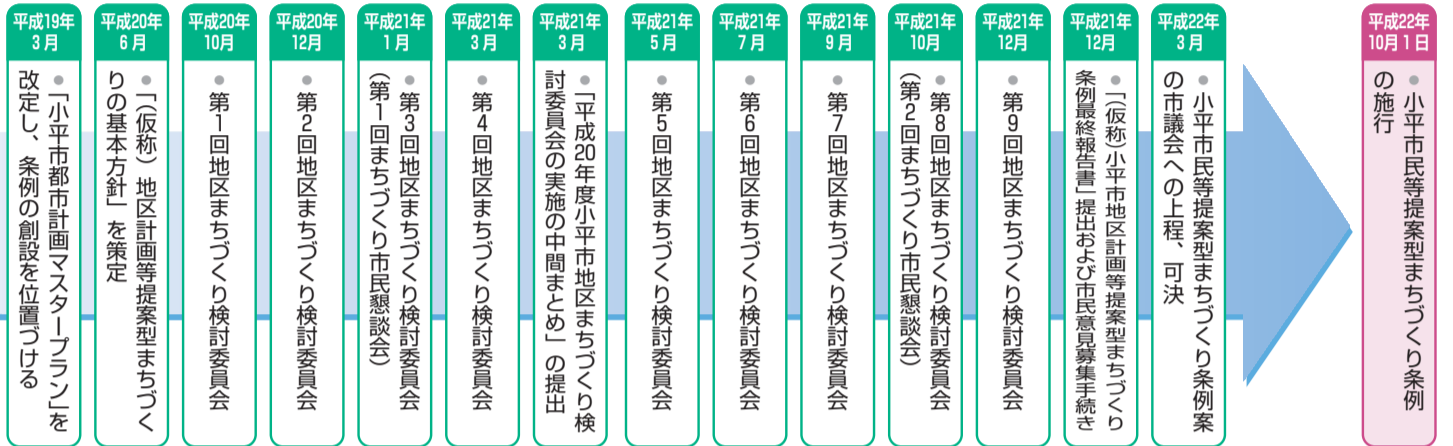
▶地区計画とは

身近な地区の建築行為などのルールを定めることができる都市計画法に基づく制度です。法律に基づく制度のため強制力がありますが、定められる項目が決まっています。

なお、認定された地区まちづくり計画やルールを、地区計画の案として市に申し出ることもできます。

条例の検討経過

条例の制定にあたって、有識者3人、関係機関代表3人、市民公募委員4人からなる地区まちづくり検討委員会を設置し、平成20年10月から委員会(9回)を開催し、検討を行いました。また、市民の皆さんの意見を直接お聴きするため、地区まちづくり検討委員会と同時に、まちづくり市民懇談会(2回)を開催し、多くの意見をいただきました。さらに、平成21年12月16日から平成22年1月15日にかけて委員会が作成した「(仮称)小平市地区計画等提案型まちづくり条例 最終報告書」の市民意見募集を行い、14件の意見をいただきました。



「小平市都市計画マスタープラン」、「(仮称)地区計画等提案型まちづくりの基本方針」、「平成20年度小平市地区まちづくり検討委員会の実施の中間まとめ」、「(仮称)小平市地区計画等提案型まちづくり条例 最終報告書」は、市政資料コーナーまたは小平市ホームページでご覧いただけます。

市の支援・よりよいまちの実現に向けて・地区まちづくり審議会

地区まちづくりを推進するためには、日ごろから地区まちづくりを推進できる市民等を育てるとともに、地区まちづくり協議会などへの支援が必要です。

この条例では、地区まちづくりを推進するために、市の支援として次のことを定めています。

情報の提供

地区まちづくりを進めるには、国、都や市のまちづくりに関する計画や施策をよく知っておく必要があります。そのため、市は、情報を収集し、皆さんに提供していきます。

また、地区まちづくり協議会などが地区まちづくりの成果を発表し、相互に交流していくことができるように、まちづくりシンポジウムなどを開催していきます。



まちづくりアドバイザーの派遣

地区まちづくりを行うにあたって、「何から始めたらいいんだろうか」、「まちづくりの法制度や建築のことは難しくよく分からない」などの不安があるかと思います。そのような不安を取り除くため、市では弁護士や建築士など専門的な知識を持つまちづくりアドバイザーを派遣します。



経費の補助

地区まちづくりを行うために、地区まちづくり協議会などを設立しても、その運営には費用がかかります。また、よい地区まちづくり計画を作ろうと事例を研究するにも費用がかかります。

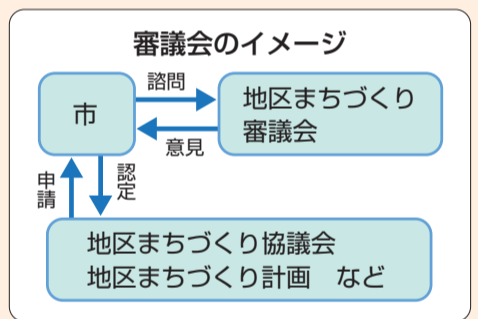
市では、そのような活動を応援し、地区まちづくりが活発になるよう、地区まちづくり協議会などに経費の補助を行います。



※上記の支援については、内容を現在検討中です。内容が決まりましたら、市報などでお知らせします。

地区まちづくり審議会とは、条例を適正に運用し、公平公正な判断を行うために設ける第三者の組織です。

地区まちづくり審議会は、地区まちづくり協議会の認定や地区まちづくり計画の認定など、地区まちづくりに関する重要な事項を審議することになります。



地区まちづくり審議会の市民委員を募集します

7人の審議会委員(市民、学識経験者、関係団体代表)のうち、3人の市民委員を募集します。

- ◆応募資格 市内に1年以上住所を有している方 ※他の審議会などの公募委員を除く。
- ◆募集人数 3人
- ◆任期 平成22年10月から2年間(予定)
- ◆内容 地区まちづくり審議会への出席と、身近な地区のまちづくりに関する事項の審議
- ◆報酬 1万2千円(日額)
- ◆申込み 7月30日(金)までに、A4判用紙(縦横自由)に「あなたの考える身近な地区のまちづくり」(図表を含まず800字程度)をまとめ、住所、氏名、市内居住歴、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付、ファクシミリ、電子メール可) ※応募書類は返却しません。



問合せ

都市開発部まちづくり課  
〒187-8701 小平市役所  
☎042(346)9554、FAX042(346)9513  
✉machi@city.kodaira.lg.jp